

浜中町結婚新生活支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済的理由で結婚に踏み出せない者に、結婚に伴う新生活に係る経費を支援することにより、結婚の希望をかなえ、地域における少子化対策の強化に資するため、新規に婚姻した世帯に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住居費 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻を機に新たに住宅を取得する費用又は賃借に係る賃料、敷金、礼金（保証金等これに類する費用を含む。）、共益費及び仲介手数料をいう。ただし、賃料については、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、当該手当分を除く。
- (3) 引越費用 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間に婚姻に伴う引越のために要した費用のうち、引越業者又は運送業者への支払いに要した実費をいう。ただし、勤務先から引越手当等が支給されている場合は、当該手当分を除く。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 婚姻日における年齢が夫婦共に39歳以下であること。
- (2) 新婚世帯の所得額（令和3年6月30日までの申請にあっては令和元年分の、令和3年7月1日以降の申請にあっては令和2年分の夫婦の所得額の合算額をいう。以下同じ。）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに規定する計算方法により算出して得た金額が400万円未満であること。
 - ア 婚姻を機に夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合、離職した者については、所得なしとして夫婦の所得額を算出した金額
 - イ 夫婦の双方又は一方が貸与型奨学金（公的団体又は民間団体により、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合、新婚世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (3) 対象となる住宅が浜中町内にあり、申請日において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
- (4) 補助金の交付を受けた日から、特別な事情がない限り夫婦のいずれもが2年以上町内に居住する意思があること。
- (5) 同一世帯に属する者全員が町税、国民健康保険税及びその他町の収入に係る滞納がないこと。
- (6) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (7) 過去にこの要綱に基づく補助を受けたことがないこと。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、住居費及び引越費用の合計額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、1世帯あたり30万円を上限とする。

2 補助金の交付対象とする経費は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に住居費及び引越費用として支払った金額とする。

3 前項の規定にかかわらず、前条に規定する補助対象世帯に該当しなくなった場合は、当該事由が発生した日の属する月までを補助期間とする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、浜中町結婚新生活支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- (2) 住民票（謄本）
- (3) 新婚世帯の所得証明書
- (4) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し（住居費における取得の場合）
- (5) 住宅の売買契約又は工事請負契約に係る領収書の写し（住居費における取得の場合）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 住宅手当等支給証明書（別記様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (8) 引越費用に係る領収書の写し（引越費用の場合）
- (9) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類の写し（貸与型奨学金の返還を行っている場合）
- (10) 世帯全員の納税証明書又は滞納がないことを証明する書類
- (11) 無職無収入申出書（別記様式第3号）（申請時に無職の場合）
- (12) 退職証明書又は離職票の写し（婚姻に伴い離職した場合）
- (13) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の申請を受けたときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、浜中町結婚新生活支援補助金交付・不交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更及び承認)

第6条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、その申請事項について変更が生じた場合は、速やかに浜中町結婚新生活支援補助金変更承認申請書（別記様式第5号）に、前条第1項各号に掲げる書類のうち、当該変更に係る書類を添えて町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、浜中町結婚新生活支援補助金変更承認・不承認決定通知書（別記様式第6号）により、補助対象者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助対象者は、当該年度の事業が完了したときは、浜中町結婚新生活支援補助金実績報告書（別記様式第7号）に、次の各号に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 家賃支払内訳書（別記様式第8号）（住居費における賃貸借の場合）

- (2) 家賃等の領収書（住居費における賃貸借の場合）
- (3) 浜中町結婚新生活支援事業補助金請求書（別記様式第9号）
（補助金の交付等）

第8条 町長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容を確認し、交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令等に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 補助対象者は、補助金の交付決定を取り消された場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。